



中井町



男女共同参画  
プラン改訂版

平成30年（2018年）3月



## はじめに



男女共同参画社会とは男女の立場を対等とし、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、あらゆる分野で互いに意見を出し合い喜びや責任を分かち合う社会です。

人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や共働き家庭の増加など家族形態の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変貌しています。

これらさまざまな課題に対応し、活力ある社会を構築していくためには、男女共同参画社会の実現は大変重要な鍵であると考えます。

平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、男女が共に仕事と生活の調和がとれた働き方ができ、すべての人にとって働きやすい持続可能な社会の構築のためにも、益々、男女共同参画の推進が重要となっています。

中井町では、「男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現」を目指して、平成17年3月に「中井町男女共同参画プラン」を策定し、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、計画期間が終了したこと、また、平成28年12月に策定した「第六次中井町総合計画」に掲げる「人権を尊重するまちづくり」及び、男女が社会の対等な構成員として活躍できる社会を実現するため、このたび「中井町男女共同参画プラン」を改訂いたしました。

今後は、このプランを着実に推進するため、基本理念に沿った男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

引き続き、皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

中井町長 杉山 祐一

# 目 次

## 第1章 計画の改訂にあたって

- 1. 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 中井町の現状と課題

- 1. 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第4章 計画の基本方針

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- (1) 男女平等意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進・・・・・・・・ 20

### 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・ 21
- (2) 女性の活躍推進のための環境整備及び啓発の推進・・・・・・・・ 24
- (3) 男性の家庭への参画推進・・・・・・・・ 24

### 基本目標Ⅲ 男女が共に築く地域づくり

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進・・・・・・・・ 25
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域活動及び防災対策等の推進・・・・・・・・ 26
- (3) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進・・・・・・・・ 27

### 基本目標Ⅳ 男女の人権尊重と異性等に対する暴力のない社会づくり

- (1) 人権を尊重するまちづくりの推進・・・・・・・・ 28
- (2) 異性等に対する暴力根絶の推進・・・・・・・・ 29

## 資料編

- 中井町男女共同参画プラン策定経過・・・・・・・・ 33
- 男女共同参画関連法令等・・・・・・・・ 34

# 第1章 計画の改定にあたって



# 1. 計画の策定趣旨

本町では、男女共同参画社会の実現を目指すために、平成17年3月に「中井町男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

しかし、計画期間が終了したこと、また、東日本大震災をはじめとする自然災害の多発及びライフスタイルや世帯構成の変化、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定などの社会情勢の変化に対応するため、これまでのプランの施策を引き継ぎ、「中井町男女共同参画プラン改訂版」を策定するものです。

# 2. 計画の性格

本計画は、「第六次中井町総合計画」に基づく分野別の基本計画の一つであり、中井町における男女共同参画社会を実現するための指針となるものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」としても位置づけます。

なお、計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民、事業所及び関係機関等がそれぞれの立場から、それぞれの場面等で役割を果たすことが求められています。

# 3. 計画の期間

本計画の期間は、町の最上位計画である第六次中井町総合計画との整合性を図るため、町総合計画の計画期間である平成37年度までの8年間とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
第六次中井町総合計画									
計画期間 10 年間(平成 28~平成 37)									
		中井町男女共同参画プラン改訂版							
		計画期間8年間(平成 30~平成 37)							



## 第2章 中井町の現状と課題



# 1. 現状

## アンケート調査について

計画の改訂にあたり、「男女共同参画プラン改定に伴うアンケート調査」を実施しました。

- ◆調査期間：平成26年12月から平成27年1月
- ◆調査対象：町内自治会を通じた任意抽出による20歳以上の町民200名
- ◆調査方法：自治会を通じたアンケート用紙の配布・回収
- ◆有効回収数：145件/200件 回収率72.5%（男性65件、女性80件）

### (1) 性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そうは思わない」とする回答が、男女とも約6割を占めています。

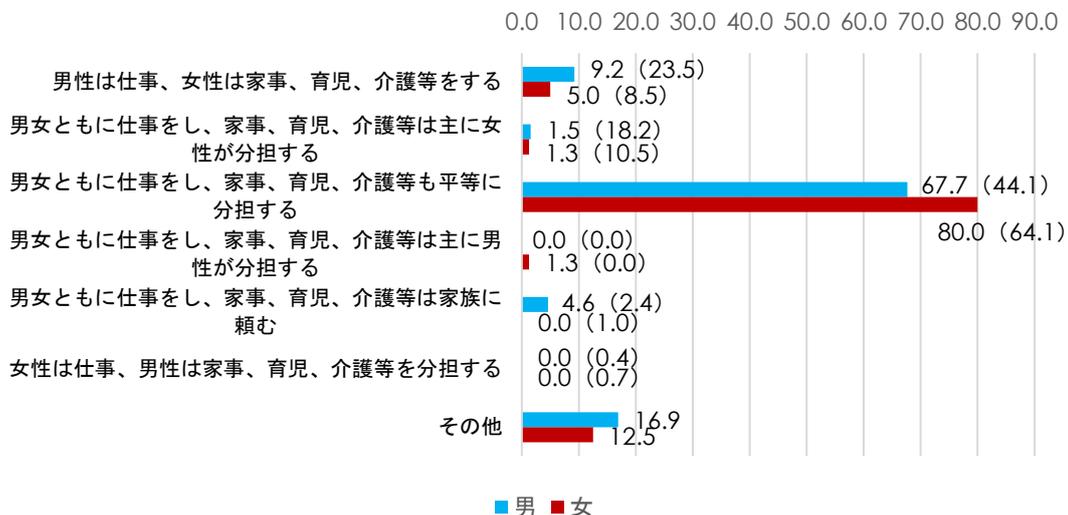
( )は前回の平成16年に実施したアンケート調査結果の数値ですが、大幅に増加しており、この10年間でかなり性別の役割分担の考え方が変化したことがわかります。

また、仕事と家庭や育児、介護への望ましいかかわり方についても、男女が平等に分担するが男女平均で74.5%と高い数値になっており、特に男性は前回調査の44.1%から67.7%へと23.6%も増加しており、男性の意識が大きく変化してきていることがわかります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方



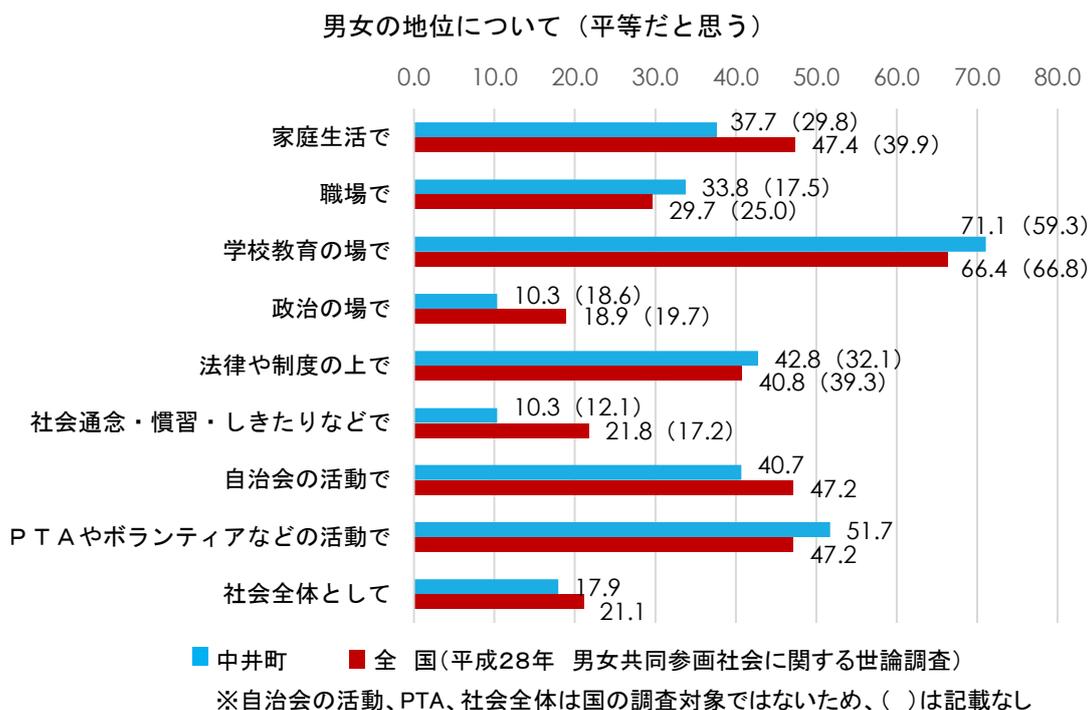
男女の仕事と家事や育児、介護等への望ましい関わり方



## (2) 男女平等意識

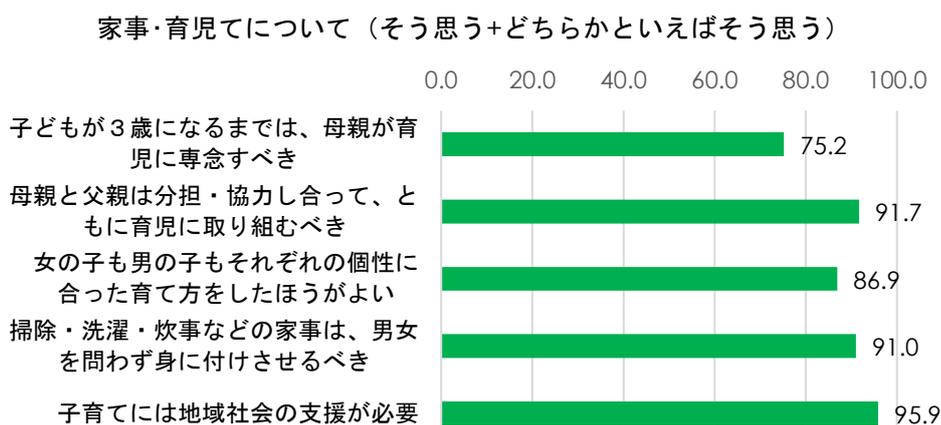
今回のアンケート調査でも、前回同様、男女のあらゆる場面での平等感についてお聞きしました。町及び全国調査ともに（ ）は平成16年次の調査結果の数値ですが、全体的に見ると概ね前回値より上昇しており、男女の平等意識は強くなってきています。

しかし、中井町においては「政治の場」「社会通念・習慣・しきたりなど」において、10年前を下回る結果も出ています。



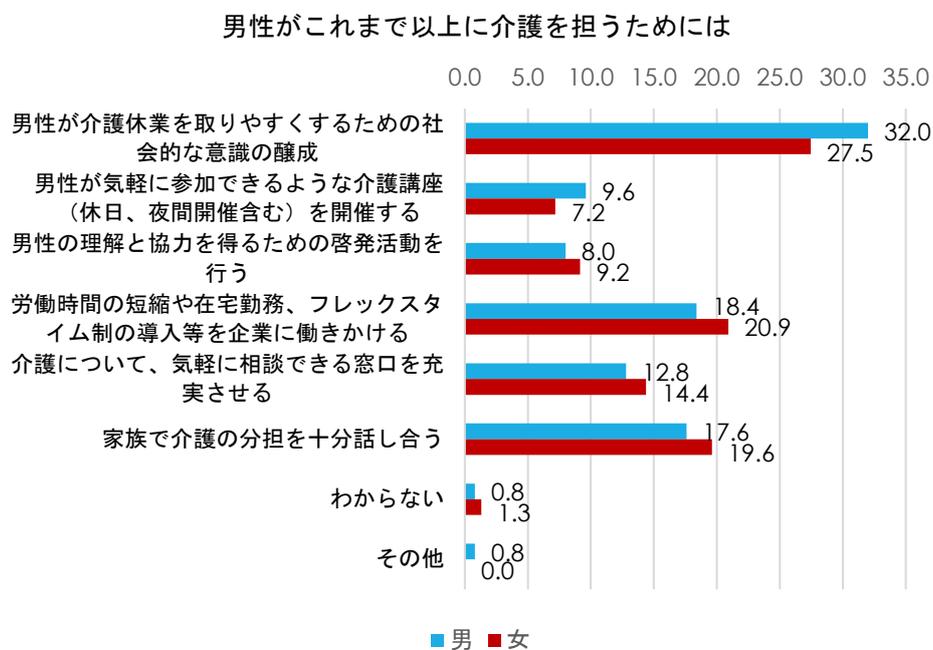
## (3) 家事・育児・介護

下のグラフは、家事・育児について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合計した割合です。これまで見てきたように、男女平等意識では男女平等の考えが浸透してきていましたが、「子どもが3歳になるまで母親が育児に専念すべき」が75.2%と、幼少期に育児に限っては、男女とも母親が専念した方がよいという考えが多数を占めています。しかし、9割以上の方は、幼少期以降の育児、家事については分担・協力し合って行った方がよいと考えており、ここでも男女の平等感が浸透してきた結果となっています。



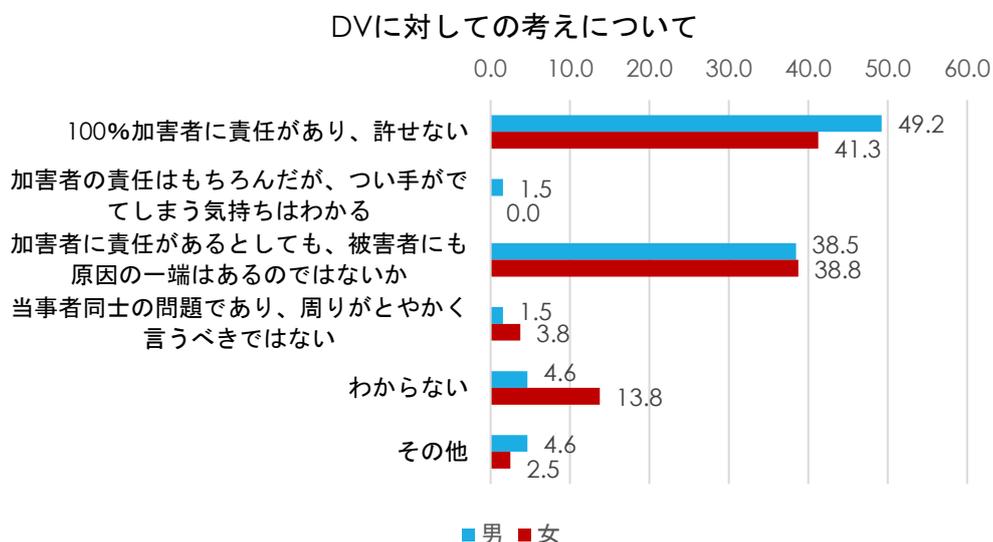
また、近年、急速な高齢化等により介護が社会的問題になっています。そこで男性がこれまで以上に介護を担うためにはどんなことが必要かをお聞きしました。

「男性が介護休業を取りやすくするための社会的な意識の醸成」が男女ともに概ね3割程度、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイム制の導入等を企業に働きかける」が概ね2割程度と、家庭よりも労働環境などの社会制度的な背景が課題となっている結果となりました。



#### (4) DV（ドメスティック・バイオレンス）・人権侵害

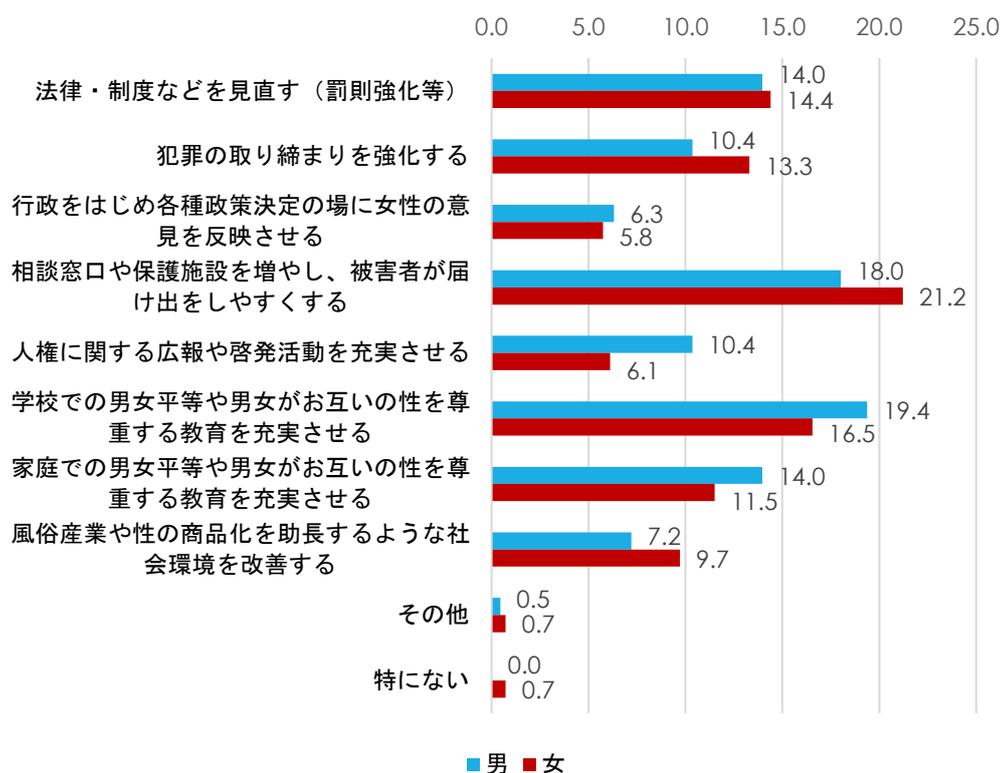
当町へのDV等の人権侵害に対する相談等は、幸いにも殆どありませんが、平成28年度の神奈川県配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数は4,675件、全国で見ると平成26年度の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数は102,963件となっています。



町民のDVの考え方については、「100%加害者に責任があり、許せない」と回答した方が男性で49.2%、女性で41.3%と最も高く、それに続いて「加害者に責任があるとしても、被害者にも原因の一端はあるのではないか」が男女とも約38%という結果でした。

また、「DV等の人権侵害をなくすために力を入れるべきところは」という質問では、相談窓口の充実の次に、学校や家庭での教育の充実に力を入れるべきであるという、未然防止に関する回答でした。

### DVやセクハラなどの人権侵害をなくしていくために力を入れるべきところ



## 2. 課題

### (1) 男女平等意識の形成

現状で見てきたように、性別役割分担意識では「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そうは思わない」とする回答が、男女とも約6割を占め、前回の平成16年に実施したアンケート調査結果と比較すると、大幅に増加し男女平等の意識の向上が見られますが、「家庭」「職場」「社会通念・習慣・しきたりなど」「自治会」などの場では半数以上の方が平等ではないと感じており、前計画に引き続き男女平等意識を形成していく必要があります。

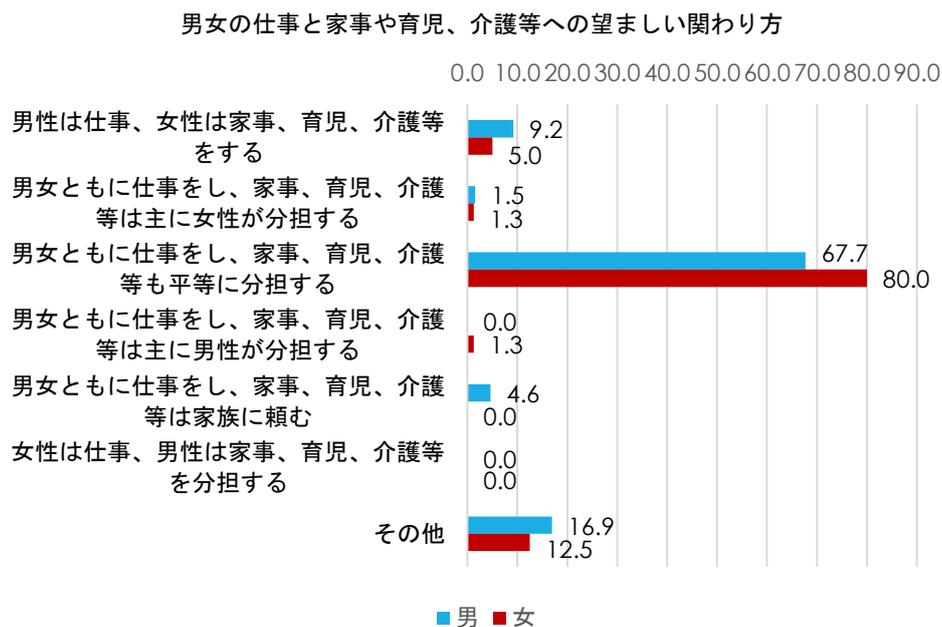
### (2) 女性が働きやすい環境づくり

2010年の国勢調査によると、共働き率の全国平均は53.92%と年々増加してきています。

下記のグラフのとおり、当町でも「男女の仕事と家事や育児、介護等への望ましい関わり方」では「平等に分担する」とする回答が男性で67.7%、女性では80.0%と女性の働きやすい環境が望まれていることが見て取れます。

しかし、平成28年度雇用均等基本調査(厚生労働省)では、男性の育児休業取得率は3.16%と国の目標値である13%には大きく開きがあるのが現状です。

また、町のアンケート調査でも「安心して子どもを産み育てていける社会にするために必要と思われること」という質問に対し、「男性が家事や育児に参加する」が47%（女性）、「育児休業制度の普及を進め、取得しやすい環境づくりをする」が46%（女性）と、約半数の女性が働きやすい環境づくりを望んでいることが分かります。

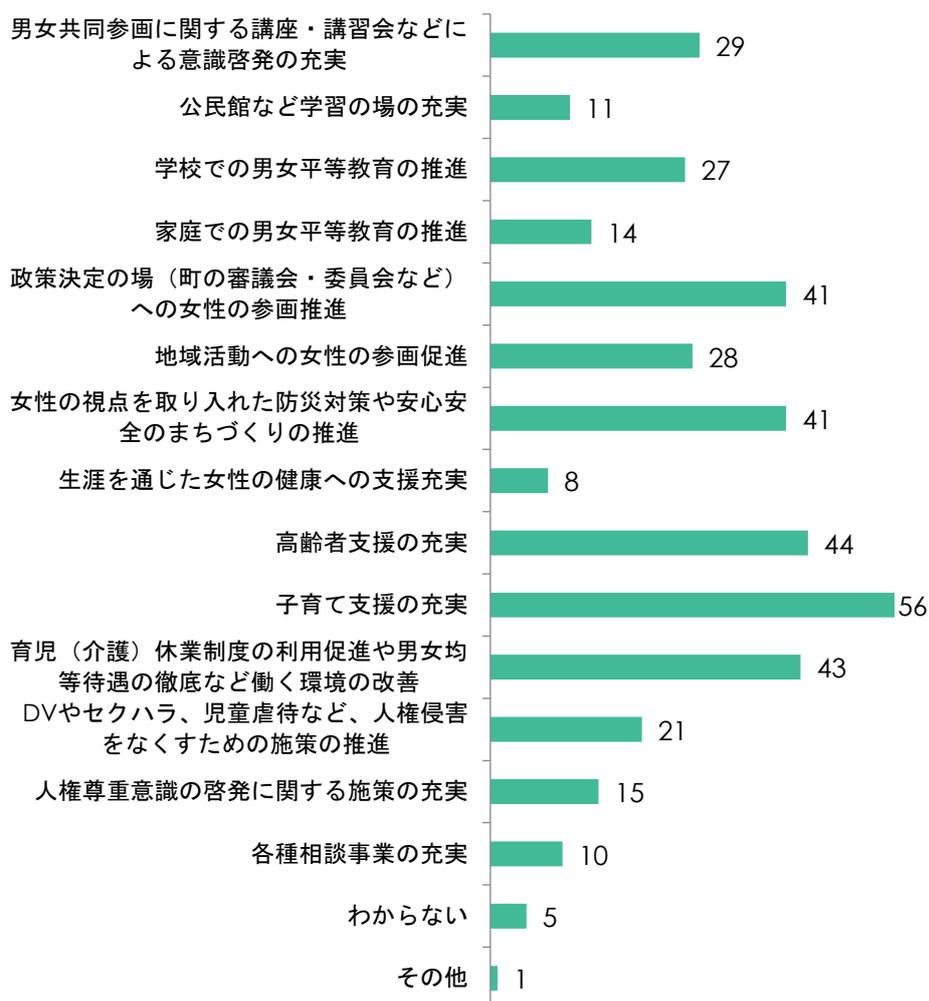


### (3) 協力し合う社会づくり

少子高齢社会を迎え、豊かで住みよい社会を築くためには、女性の社会参加なくしては成り立ちません。

アンケート調査でも、「男女共同参画実現に向けた重要な施策」について、「政策決定の場（町の審議会・委員会など）への女性の参画推進」、「女性の視点を取り入れた防災対策や安心安全なまちづくりの推進」、「地域活動への女性の参画促進」などが上位にあげられるなど、女性の社会参加が課題となっています。

男女共同参画実現に向けた重要な施策



### (4) 人権を尊重するまちづくり

町の最上位計画である第六次総合計画では、性別や年齢、障がいや疾病の有無、出身や国籍、宗教や宗派などによって差別されることなく、町民一人ひとりが互いに尊重し合い、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。本計画においても、その考えに則り性別による固定的な役割分担や差別意識を解消し、誰もが尊重し合えるまちづくりを目指します。

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1. 基本理念

『男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現』

国では「男女共同参画社会の形成」を、男女共同参画社会基本法において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義しています。

町では、第六次中井町総合計画にも記載してあるとおり、「男女が社会の対等な構成員として活躍できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』に繋がると考えており、本計画でもこの考えを基本とします。

また、その実現に向け、中井町自治基本条例第17条第2項に規定しているように、審議会等の政策決定の場へ、男女が社会の対等な一員として、平等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、町民・事業者・行政各々が理解を深め、共通認識を持ち男女共同参画社会の形成に取り組みます。

## 2. 基本目標

基本理念である「男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現」を実現するため、以下の4つの基本目標を掲げ、実効性のある施策展開を図ります。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- (2) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり  
    （「中井町女性の活躍推進計画」）
- (3) 男女が共に築く地域づくり
- (4) 男女の人権尊重と異性等に対する暴力のない社会づくり  
    （「中井町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」）

### 3. 計画の構成

男女が協力し合い、支え合って、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

- (1) 男女平等意識の啓発
- (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

#### 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 女性の活躍推進のための環境整備及び啓発の推進
- (3) 男性の家庭への参画の推進

「中井町女性の活躍推進計画」

#### 基本目標Ⅲ 男女が共に築く地域づくり

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域活動及び防災対策等の推進
- (3) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

#### 基本目標Ⅳ 男女の人権尊重と異性等に対する暴力のない社会づくり

- (1) 人権を尊重するまちづくりの推進
- (2) 異性等に対する暴力根絶の推進

「中井町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」

## 第4章 計画の基本方針



## 基本目標Ⅰ

### 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

男女共同参画社会基本法（平成11年6月施行）が施行され、今年で18年が経過しましたが、私たちの意識の中で、男女平等に対する意識はどの程度変化してきたのでしょうか。

町でも、平成17年3月に「中井町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

アンケート調査の結果を見ると、男女平等に対する意識は、プラン策定当初と比較すると、かなり平等の意識が根付いてきていますが、未だに不平等感を感じている分野も存在します。

これらを改善するには、更に、男女共同参画についての理解を深めるための啓発活動や、教育・学習を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりを推進していかなくてはなりません。

#### （1）男女平等意識の啓発

施策（事業）の概要	担当課
<b>○ 広報誌等による情報提供</b> 町広報紙、町ホームページ、SNS等に男女共同参画に関する情報を掲載し、男女平等意識の啓発を行います。	地域防災課
<b>○ 啓発冊子（リーフレット等）の発行</b> 男女平等や男女共同参画に関する啓発冊子（男女共同参画情報誌「ひだまり」等）を作成・配布します。	
<b>○ 県及び近隣市町との連携による事業の実施</b> 啓発活動などの事業を県及び近隣市町との連携により実施し、その効果を高めるとともに、連携体制の強化を図ります。	
<b>○ 研修会（セミナー）・講演会・フォーラムの開催</b> 男女平等や男女共同参画をテーマとした研修会や講演会、フォーラム等を定期的に開催します。	地域防災課
<b>○ 行政文書（刊行物等）における用語や表現の見直し</b> 行政文書（刊行物等）について、社会情勢の変化による用語の使い方や取り扱いの変化等の新しい情報に留意し、不適切な用語・表現の不使用の徹底を図ります。	総務課 地域防災課
<b>○ 情報の収集と図書資料の充実</b> 男女共同参画に関する幅広い情報や関連図書の充実を図ります。	生涯学習課 地域防災課

## (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>教育相談の充実</b> 家庭における子どもの教育や養育上の問題に対応するため、教育相談を充実します。</p>	教育課
<p>○ <b>小・中学校での男女平等教育の推進</b> 男女の人権を尊重する男女平等の視点に立った教育指導を行います。</p>	教育課
<p>○ <b>保健体育科・技術家庭科の男女共習の推進</b> 保健体育科・技術家庭科の男女共習を推進し、男女平等意識の形成を図ります。</p>	教育課
<p>○ <b>思春期教育（性教育）の推進</b> 性について正しく理解されるよう、児童・生徒の発達段階に応じた思春期教育（性教育）を継続的に推進します。</p>	教育課
<p>○ <b>福祉教育（育児体験・介護体験）の推進</b> 育児や介護を体験することにより、思いやりの心を育み、育児・介護を男女が共に担うという意識向上を図ります。</p>	教育課 健康課
<p>○ <b>性別にとらわれない進路指導</b> 性別にとらわれず、個々の能力、適性を重視した進路指導を行います。</p>	教育課
<p>○ <b>教職員研修の充実</b> 男女平等教育の推進のため、教職員への研修を充実します。</p>	教育課

## 基本目標Ⅱ

## 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

### 「中井町女性の活躍推進計画」

近年、働く女性は増加傾向にあると同時に、仕事・育児・介護など全てを担っている女性も増加しているのが現状です。

平成26年に実施した町のアンケート調査でも、家庭における男女平等意識について約6割の方が平等ではないと回答しています。

国の定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、“ワーク・ライフ・バランス”の定義を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

すべての女性が、あらゆる分野で活躍できるよう、女性の活躍を支える環境整備を図るとともに、男性にとっても仕事と家庭が両立できる社会の実現を図ります。

また、基本目標Ⅱとここに掲げる各施策によって、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画を中井町女性の活躍推進計画に代えるものです。

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策（事業）の概要	担当課
○ なかいネウボラの運営 妊娠、出産から子育てまでの、切れ目ない支援をワンストップで提供する支援体制を充実します。	健康課 福祉課
○ 育児相談の充実 子育てに不安を持つ親を支援するため、育児相談・栄養相談・母乳相談を充実します。	健康課
○ 子育て支援センターの運営 子育て中の親の育児相談や親同士の交流や情報交換ができるよう、地域の子育ての拠点として子育て支援センターを運営します。	福祉課
○ 子育て教室の開催 育児についての知識の普及と親同士の交流などを行う、子育て教室を開催します。	健康課 福祉課
○ 子育て支援ボランティア活動の促進 子育て経験された方などを子育て支援ボランティアとして育成し、地域での子育て支援を推進します。	福祉課
○ 子育てネットワークづくりへの支援 地域ぐるみでの子育てができるよう、育児サークル同士をつなぐ子育てネットワークづくりへの支援に努めます。	健康課 福祉課

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>保育サービスの充実</b></p> <p>保護者の就労、疾病、育児疲れ等に伴う多様な保育ニーズに対応し、多くの子育て家庭が利用しやすいサービスの提供に努めます。</p>	福祉課
<p>○ <b>放課後児童健全育成の推進</b></p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象とした放課後児童健全育成事業を推進します。</p>	福祉課
<p>○ <b>「中井町子ども・子育て支援事業計画」の推進</b></p> <p>労働者の仕事と生活の調和の実現のため、中井町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援サービスの充実に努めます。</p>	福祉課
<p>○ <b>労働環境改善の啓発</b></p> <p>県など関係機関と協力して、事業主などに対し、労働時間の短縮など労働環境の改善について啓発に努めます。</p>	産業振興課
<p>○ <b>育児・介護休業制度の普及</b></p> <p>仕事と家事や育児、介護を両立しながら働き続けることができるよう、育児・介護休業制度の普及に努めます。</p>	産業振興課
<p>○ <b>農業や商工自営業にかかわる女性の活動支援</b></p> <p>農業や商工自営業の担い手として、男女が対等に経営に参画できる環境づくりに努めるほか、農産物の生産や加工、販売などを行う女性グループの育成・支援を推進します。</p>	産業振興課
<p>○ <b>介護相談体制の充実・地域包括ケアシステムの確立</b></p> <p>介護に関する総合的な相談体制を充実するとともに、保健・福祉・医療の各機関の連携による地域包括ケアシステムの確立に努めます。</p>	健康課
<p>○ <b>介護保険制度の円滑な運営</b></p> <p>利用者の苦情などに適切に対処し、利用者が満足できる質の高いサービスの提供を促進するなど、介護保険制度の円滑な運営に努めます。</p>	健康課

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>在宅福祉サービスの充実</b></p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、一人暮らしの高齢者や虚弱な高齢者、在宅で高齢者を介護する家族に対し、在宅サービスの充実に努めます。</p>	健康課
<p>○ <b>家族介護教室の充実</b></p> <p>介護者の身体的、精神的負担の軽減と介護技術の習得を目的とする家族介護教室について、その内容の充実に努めます。</p>	健康課
<p>○ <b>ハイリスク妊婦への支援</b></p> <p>妊娠届出時より支援が必要と思われる妊産婦（ハイリスク妊婦）に対しては、安心して周産期が過ごせるよう継続的な支援体制を確保します。</p>	健康課
<p>○ <b>外国籍親子への支援</b></p> <p>外国籍女性に対しては、安心して出産、子育てができるよう、妊娠中から個別支援を行うとともに、同じ外国籍の人や言葉がわかる人のサポートを得られるような体制づくりに努めます。</p> <p>また、国際教室の設置及び日本語指導員の配置により、児童生徒が学校生活にすみやかに順応できるように取り組みます。</p>	健康課 福祉課 教育課

## (2) 女性の活躍推進のための環境整備及び啓発の推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>中井町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業 主行動計画の推進</b></p> <p>計画に基づき、町役場における町職員の仕事と家庭生活の両立できる職場環境の整備を推進するとともに、町内一事業所として役場の取組情報を発信することにより啓発を推進します。</p>	総務課
<p>○ <b>情報の提供</b></p> <p>女性の職業意識・職業能力の向上のため、講座などの情報の提供に努めます。</p>	産業振興課
<p>○ <b>男女雇用機会均等法等の法律や制度の事業主に対する周知</b></p> <p>県等の関係機関と協力して、事業主などに対し男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など法律や制度の周知を推進します。</p>	産業振興課
<p>○ <b>起業に関する情報の提供</b></p> <p>起業関連情報の提供を行うなど、女性の起業の支援に努めます。</p>	産業振興課 地域防災課
<p>○ <b>再就職のための学習講座の開設</b></p> <p>育児・介護等のため就業を中断した女性への再就職を支援するため、資格取得などの学習講座の開設を図ります。</p>	産業振興課 地域防災課

## (3) 男性の家庭への参画の推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>男性料理教室の開催</b></p> <p>自立的な生活に向け、男性を対象とした料理教室を開催します。</p>	健康課

## 基本目標Ⅲ

## 男女が共に築く地域づくり

近年、ライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行など、社会環境に大きな変化が生じています。これらの社会情勢に対応し、豊かで活力ある地域をつくるための男女共同参画社会の実現は大きな課題となっています。

全国的には、職場や地域活動等の様々な分野において、多くの女性が活躍していますが、当町においては、女性の政策・方針決定過程への参画や自治会役員への登用等は、依然、少ないのが現状です。様々な分野に女性の意見や視点が反映されるよう積極的に女性の参画を働きかけるとともに、女性が参画しやすい環境整備と人材育成が重要です。

また、社会情勢の変化や、住民の行政に対するニーズが多様化・複雑化するなかで、公共的サービスを行政が直接担うこれまでの地域づくりのあり方から、住民・事業所・NPO等と行政が一体となった共生・協働の地域づくりを推進することが必要です。

防災の分野についても、被災の現場における女性や子育て家庭のニーズの把握や地域の自主防災活動への女性の参画など、男女共同参画の視点による防災体制の確立が求められています。

### (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

施策（事業）の概要	担当課
○ 町の審議会・委員会等への女性委員の登用の推進 審議会・委員会等の委員への女性の積極的登用を図るため、関係団体への女性の推薦要請や公募制の拡大に努めます。	全課・局
○ 各種団体役員への女性登用促進 自治会などの地域で活動する各種団体の役職者に女性の登用を図られるよう、啓発に努めます。	全課・局
○ 各種広聴事業（モニター制度等）の活用 モニター制度等各種広聴事業を活用して、町政に対する女性の意見を反映していきます。	地域防災課
○ まちづくり女性懇談会の開催 女性の町政への参画の機会として、まちづくりへの女性の意見や提言を議論するまちづくり女性懇談会を開催します。	地域防災課
○ 学習・自己啓発機会の充実 女性とその能力を十分に発揮して、さまざまな分野への参画が可能となるよう、学習機会や自己啓発機会の充実を図ります。	地域防災課

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ まちづくりパートナー制度での女性人材情報の整備・提供</p> <p>各分野で活躍している女性人材を発掘し、その情報を人材バンクとして整備し、町民に提供します。</p>	地域防災課

## （２）男女共同参画の視点に立った地域活動及び防災対策等の推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ 地域活動に関する情報の提供</p> <p>地域活動やボランティア活動に気軽に参画できるよう、広報誌等による情報提供に努めます。</p>	地域防災課
<p>○ 地域活動（自治会活動等）への女性参画の促進</p> <p>自治会活動など地域活動に女性が積極的に参画できるよう、男女共同参画による自治会活動が行われている自治会をモデル自治会として表彰するなど、女性が参画しやすい環境づくりに努めます。</p>	地域防災課
<p>○ 女性目線からの防災対策の強化の促進</p> <p>災害時等の避難所運営等に女性からの視点も取り入れ、誰もが安心快適に避難生活を送ることができるように、環境整備等に努めます。</p>	地域防災課
<p>○ 男性の家庭・地域活動等への参画の促進</p> <p>男性の家庭や地域活動等への参画を促進するため、各種講座の充実に努めます。</p>	井ノ口公民館
<p>○ 女性団体の育成・支援</p> <p>女性問題などの解決に取り組む各種女性団体の育成・支援に努めます。</p>	地域防災課

### (3) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>介護予防と自立の推進</b>            高齢者が要介護状態になることを予防するため、身体機能の維持・回復を図る機能訓練など介護予防の推進に努めます。</p>	健康課
<p>○ <b>「中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進</b>            「中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の介護、自立支援策を推進します。</p>	健康課
<p>○ <b>健康管理の充実</b>            生涯を通じた健康の維持・増進のため、健康教育、健康相談、健康診査、がん検診などを実施します。</p>	健康課
<p>○ <b>各種講座等開催時における託児の実施</b>            子どもを持つ女性の学習などへの参加をしやすいするため、講座や講演会などの開催時における託児を実施します。</p>	全課・局
<p>○ <b>公共施設（公民館等）の交流の場としての活用</b>            女性団体等の情報交換や活動交流の場として、公共施設（公民館等）の活用を促進します。</p>	生涯学習課
<p>○ <b>自主的な学習活動への支援等</b>            自主的な学習活動に対して、学習場所を提供するとともに、広報、情報誌、町ホームページ等で学習情報の提供に努めます。</p>	地域防災課 生涯学習課

## 基本目標Ⅳ

## 男女の人権尊重と異性等に対する暴力のない社会づくり

### 「中井町配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

男女共同参画社会基本法第3条において、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」「その他の男女の人権が尊重されること」が規定されています。

男女共同参画社会の実現には、誰もが性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、差別的な扱いを受けることなく、個人の能力を発揮できるようにすることが重要です。

また、あわせて、男女共同参画社会の実現を阻む暴力根絶をめざし、男女の人権が尊重されるまちづくりを推進するために、児童虐待防止対策、DV防止対策及び被害者の保護、自立支援等の一体的な対策を進めます。

また、基本目標Ⅳとここに掲げる各施策によって、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村推進計画を中井町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画に代えるものです。

#### (1) 人権を尊重するまちづくりの推進

施策（事業）の概要	担当課
○ <b>人権啓発活動の推進</b> 男女が性別に関わらず個人としての人権を尊重する意識を高めるため、人権啓発活動に努めます。	福祉課 地域防災課
○ <b>学校での人権教育の推進</b> 人権尊重、男女平等の視点に立った教育を推進します。	教育課
○ <b>女性相談窓口の設置</b> 女性が気軽に相談できるよう、女性専門の相談窓口を設置します。	福祉課
○ <b>人権に関する相談の充実</b> 人権擁護委員への女性の登用や相談窓口の夜間開設など、女性が利用しやすい相談体制の整備に努めます。	福祉課
○ <b>広報誌等による意識啓発の推進</b> セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は人権の侵害であるという意識の浸透を図るため、広報誌等による啓発を推進します。	地域防災課
○ <b>町職員・教職員の研修</b> すべての町職員・教職員に対し、セクシュアル・ハラスメントを防止するための研修を行います。	総務課 地域防災課 教育課

## (2) 異性等に対する暴力根絶の推進

施策（事業）の概要	担当課
<p>○ <b>女性に対する暴力を許さないための意識啓発の推進</b> 女性に対する暴力は「犯罪」であるという意識を広め、その発生を防止するため、広報誌等による啓発を推進します。</p>	地域防災課
<p>○ <b>ドメスティック・バイオレンスへ適切に対応できる相談窓口体制の整備</b> ドメスティック・バイオレンスの被害者への相談体制の充実を図り、関係機関（県、警察、民間団体）との連携をとりながら、被害者の保護を行います。</p>	福祉課 税務町民課
<p>○ <b>児童虐待防止の相談・支援ネットワークの設置</b> 地域の関係機関及び町役場関係各課による相談・支援ネットワークを設置し、児童虐待の防止と早期発見に努めます。</p>	福祉課 健康課 教育課

### \* DV（ドメステックバイオレンス）とは

配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで、「配偶者」には、婚姻の届け出を出していない事実婚も含みます。暴力の代表的な形態としては下記のようなものがあります。

- ①身体的な暴力（殴る、ける、首をしめる、髪を引っ張るなど）
- ②精神的な暴力（大声で怒鳴る、無視する、大切にしているものを壊すなど）
- ③経済的な暴力（生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなど）
- ④社会的な暴力（勝手にメールを見る、家族や友人との付き合いを制限するなど）
- ⑤性的な暴力（性行為を強要する、避妊に協力しないなど）



# 資料編



## 中井町男女共同参画プラン策定経過

期 日	内 容
平成26年12月～ 平成27年1月	中井町男女共同参画プラン改定に係るアンケート調査の実施
平成29年4月29日	中井町男女共同参画プランに係る各課事業調査実施
平成29年5月29日	中井町男女共同参画推進懇話会開催
平成29年7月19日	中井町男女共同参画推進懇話会開催
平成29年9月1日	中井町男女共同参画推進懇話会開催
平成29年12月4日	中井町男女共同参画プラン（案）各課意見照会
平成29年12月18日	中井町男女共同参画推進懇話会開催（予定）
平成30年1月4日	中井町男女共同参画プランパブリックコメントの実施
平成30年1月25日	中井町男女共同参画プランパブリックコメント締切
平成30年2月	中井町の考え方の公表
平成30年3月	中井町男女共同参画推進プラン策定

## 中井町男女共同参画推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成に向けて、町民と行政の協同による男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、中井町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に関すること
- (2) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること

### (組織)

第3条 懇話会は、委員6人以内をもって組織し、公募による町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、地域防災課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

## 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定  
公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第 20 条第 1 項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 12 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般

事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の26の次に次の一号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------	--

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、そ

の申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞しゆう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

#### （検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日



## 中井町男女共同参画プラン

発効日	平成30年3月
発行	中井町 〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地 TEL 0465-81-1110 URL <a href="http://www.town.nakai.kanagawa.jp/">http://www.town.nakai.kanagawa.jp/</a>
編集	中井町役場 地域防災課

